

大和市告示第241号

大和市市税条例（平成2年大和市条例第13号）第15条の2の規定により、次のとおり個人の市民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金を指定する。

平成28年11月16日

大和市長 大 木 哲

1 寄附金を受領する者

大和市福田5512番2

特定非営利活動法人栄眞学園

2 寄附金の種類

特定非営利活動法人栄眞学園の主たる目的である業務に関連する寄附金（本市の区域外における施設の建設等のための費用に充てるために支出された寄附金を除く。）

3 寄附金の支出の期間

平成28年3月17日から平成31年3月16日まで